

出席停止の期間の基準

感染症にかかった者の出席停止の期間の基準は下表のとおりです。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りではありません。必ず主治医の指示に従うようお願いいたします。

区分	感染症名	出席停止の期間の基準
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	その他の感染症 ※本校で該当する主な感染症は以下のとおりです。 溶連菌感染症・感染性胃腸炎 マイコプラズマ肺炎 等	

（学校保健安全法施行規則より一部抜粋 平成24年4月1日一部改正）

【インフルエンザの場合】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目
発症後 2日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目以内 なので 自宅休養	登校可能	
出席停止								
発症後 4日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
出席停止								

※法律の改正により、原則として、最短でも発症日を含めて6日間は自宅休養となります。